

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
委託要項

令和 5 年 2 月 3 日
初等中等教育局長決定
令和 6 年 1 月 3 0 日一部改訂
令和 7 年 2 月 1 7 日一部改訂

1. 趣旨

近年、発達障害をはじめとする通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあるとともに、令和 4 年に文部科学省で実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が、公立の小・中学校の通常の学級においては 8. 8 %（推定値）、高等学校においては 2. 2 %（推定値）の割合で在籍していることが明らかになっている。

今後、通級による指導や特別な教育的支援を必要とする児童生徒はさらに増加することが考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むことが想定される。

また、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和 4 年 3 月）において、特別支援教育に関わる教師を取り巻く環境や状況は大きく変化していること等を踏まえ、障害のある児童生徒の教育の充実や教員の専門性向上に向けて、全ての教師が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが重要とされ、全ての新規採用職員が概ね 10 年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めることとする等、特別支援教育を担う教師の更なる資質向上に一層取り組んでいく必要が求められた。

さらに、発達障害等のある子供に対する早期からの一貫した支援の重要性が示されている中、こども家庭庁において 5 歳児健康診査に対する助成制度が創設された。このことを受け、令和 6 年 3 月 2 9 日付け 3 省庁関係課長連名通知「5 歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」には、「5 歳児健診の結果は、就学時に特別な教育的配慮が必要なこどもを早期に把握し支援を開始することにもつながり、…（略）…こどもの円滑な就学に資することも期待される」旨の記載があり、同健診結果の有効活用等による、発達障害児に対する就学前からの早期発見・早期支援も、発達障害児に対する切れ目のない支援という点で重要となる。さらに、発達障害児への適切な支援を推進する上では、各ライフステージに応じて必要な支援を行うことが必要不可欠である。特に、学習障害については、就学後に学習上の困難が顕在化することが多いため、就学後の早期発見及び早期の教育的支援の開始が重要となる。加えて、発達障害児の中には、特性による学びの困難さが一因となって不登校に至る者もいることから、発達障害児における不登校の未然防止という観点から、学校全体における校内支援体制の一層の充実が求められる。

このような事情を踏まえ、本事業においては、発達障害のある児童生徒等に対する支

援の充実を図るため、効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築、管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築等に関する研究及び発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目ない支援体制構築を実施する。

2. 委託事業の内容

委託を受けた団体等は、以下の事業を実施する。詳細は、公募要領に別途定める。

- (1) 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業
- (2) 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業
- (3) 発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業
 - ア 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
 - イ 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
 - ウ 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体等に委託する。

- (1) 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業
都道府県教育委員会（※）、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
- (2) 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業
都道府県教育委員会（※）、指定都市教育委員会
- (3) 発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業
 - ア 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
都道府県教育委員会（※）、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
 - イ 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
都道府県教育委員会（※）、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
 - ウ 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究
国公立大学・短期大学の設置者、民間団体（法人格を有する団体又は任意団体）
ただし、任意団体については、次の要件を満たすこととする。
 - ① 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

（※） 都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会に対し、本事業の一部を再委託することができる（再々委託は不可）。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から事業終了年度の3月31日（当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。）までとする。

ただし、契約は単年度毎とし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、本事業における実績及び翌年度以降の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、以下の指定の期間において、引き続き契約を締結することができる。

<事業終了予定年度>

- (1) 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業
令和7年度
- (2) 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業
令和7年度
- (3) 発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業
 - ア 幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業
令和9年度
 - イ 学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究
令和9年度
 - ウ 特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究
令和7年度

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会等は、
 - 2. に示した事業内容ごとに事業実施計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会等と委託契約書を交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。
ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。
ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備

え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、再委託することができる。ただし、本事業の全部を再委託することはできない。

また、再委託を受けた団体等は、当該事業の全部又は一部を第三者に更に委託すること（再々委託）はできない。

8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、完了又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は契約期間満了日（当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。）のいずれか早い日までに、委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、文部科学省に提出しなければならない。

また、支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書については、文部科学省が指定する期日までに提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、8.により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、必要に応じ、受託団体の担当者及び指定校の代表者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を

行うことができる。

(5) 本事業の実施に伴い発生した知的財産権は、文部科学省に帰属させるものとする。

(6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。